

詳しい内容は、電子版広報(市ホームページ内)・各担当課・各施設などで確認してください。



インターネットを悪用した 人権侵害をなくしましょう

インターネットの 利便性と 書き込みによる人権侵害

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活を便利なものにしています。最近ではパソコンに加えてスマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い利用方法も多様化し、子どもからおとなまで多くの人が利用しています。

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名性を悪用して差別的な書き込みなど人権侵害につながるさまざまな問題が起っています。

インターネットを使った 人権侵害の現状

法務省が発表した「インターネット上の人権侵犯事件」の件数は高い水準で推移しており、2018年に救済手続きを開始した件数は1,910件でした。これらは法務省の人権擁護機関



が取り扱った件数であり、氷山の一角といえます。

本市ではインターネット掲示板などを監視しており、同和地区を特定するものや個人を誹謗中傷する悪質な内容については管理者などに削除要請をしています。なお本市における削除要請の件数は、2018年度は154件と前年度に比べて約1.4倍に増加しています。

日常生活と同様に 守るべきルールが あります

インターネットを利用するときは「顔が見えないから」名前が出ないからではなく、自分の言動に責任をもつことが大切です。現実社会で許されないことはネット社会においても許されません。この問題を人ごとではなく自分のこととして捉え、私たち一人ひとりが人権意識を高め、行動することが大切です。

人権を侵害する書き込みに気付いたときは連絡してください。

人権・生涯学習課
928-1006

人権は
差別をなくす
合言葉